

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果		今回の把握結果					根拠法令等			
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)		
											特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長通知後に特例措置の導入を決定したものの			特例措置を実施しない理由	
1	国家公安委員会(警察庁)	運転免許	都道府県公安委員会	通年	学科試験401か所 技能試験123か所 (平成23年)	4,650,037人 (H22年) ※ 仮免許も含む。	○ 有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への受験、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施、⑨その他(分類)	・運転免許試験に合格した者が、当該合格した運転免許試験に係る運転免許を受けられる期間の延長措置 ・卒業証明書を有する者が技能試験の免除を受けられる期間の延長措置 ・運転免許試験を受けようとする者は、過去3月以内に5日以上、路上練習をした者でなければならぬこと、過去3月以内に5日以上路上練習をしたこととなる期間の末日の延長措置等	各都道府県警察HPに掲載	—	—	—	—	—	—	—	道路交通法(昭和35年法律第105号)
2	国家公安委員会(警察庁)	警備員又は警備員にならんとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	都道府県公安委員会	各都道府県公安委員会ごとに年0回~23回実施。 岩手県：①平成23年6月②同年10月 宮城県：実施なし 福島県：①平成23年5月	63か所	2,551人 (H22年)	○ 有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験の一部免除に係る有効期限の延長、③その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	警備業法(昭和47年法律第117号)
3	国家公安委員会(警察庁)	駐車監視員資格者	都道府県公安委員会	各都道府県公安委員会ごとに年0回~2回実施 岩手県：平成23年12月 宮城県：平成24年1月 福島県：平成23年9月	41か所	1437人 (H22年)	○ 有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	道路交通法(昭和35年法律第105号)
4	国家公安委員会(警察庁)	技能検定員	都道府県公安委員会	各都道府県公安委員会ごとに年1回~12回実施 岩手県：①平成23年4月②同年7月③同年10月 宮城県：①平成23年5月②同年8月③同年11月 ④平成24年1月 福島県：①平成23年5月②同年6月③同年6月及び7月④同年7月⑤同年11月⑥同年12月⑦平成24年2月	54か所	5,351人 (H22年)	○ 有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験の一部免除に係る有効期限の延長、③その他	・技能検定員審査に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第17条第1項に規定する技能検定員審査等の審査細目の免除を受けられる期間の延長(宮城) ・審査手数料の免除(兵庫)	—	—	—	—	—	—	—	—	道路交通法(昭和35年法律第105号)
5	国家公安委員会(警察庁)	教習指導員	都道府県公安委員会	各都道府県公安委員会ごとに年1回~12回実施 岩手県：①平成23年4月②同年7月③同年10月 宮城県：①平成23年5月②同年8月③同年11月 ④平成24年1月 福島県：①平成23年5月②同年6月③同年6月及び7月④同年7月⑤同年11月⑥同年12月⑦平成24年2月	54か所	6,236人 (H22年)	○ 有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験の一部免除に係る有効期限の延長、③その他	・技能検定員審査に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第17条第1項に規定する技能検定員審査等の審査細目の免除を受けられる期間の延長(宮城) ・審査手数料の免除(兵庫)	—	—	—	—	—	—	—	—	道路交通法(昭和35年法律第105号)
6	金融庁	公認会計士	公認会計士・監査審査会	第I回短答式試験 平成22年12月12日 第II回短答式試験 平成23年5月29日 論文式試験 平成23年8月19日~8月21日	第II回短答式：12か所(札幌市、仙台市、東京都(新宿区、杉並区)、金沢市、名古屋市中、吹田市、広島市、高松市、熊本市、福岡市、那覇市)	38,360人 (22年第1回・第II回短答式の延べ人数)	○ 有	⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑨その他	受験票を受け取ることができなかった場合、本人確認の上で受験を認める。その他個別相談可(他の試験地への変更など)。(第II回短答式試験)	公認会計士・監査審査会HPに掲載(平成23年4月14日付け)	—	—	—	—	—	—	—	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
7	金融庁	貸金業務取扱主任者	日本貸金業協会	平成23年11月20日 (受験申込受付期間：H23.7.1~H23.9.9)	17か所(札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄)	12,081人	○ 無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	貸金業法(昭和58年法律第32号)
8	消費者庁	消費生活専門相談員	(独)国民生活センター	第1次試験 平成23年10月1日 第2次試験 平成23年11月19日、23日、26日、27日 (受験申込受付期間：H23.7.4~H23.8.8)	第1次試験26か所(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県) 第2次試験5か所(北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県)	1,580人	○ 無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	東日本大震災から試験の実施時期(平成23年10月)までは一定の期間があり、被災地域の宮城県、岩手県の会場確保が可能であったこと、被災地に近い青森県、山形県の会場を確保したこと、また受験申込者から特設の要望がなかったこと等から、特例措置を実施していない。 第23回消費者保護会議(平成2年12月4日)決定

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等		
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定		特例措置を実施している場合				特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)	
											有	無	特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況		行政評価委員会に特例措置の導入を決定したものの	特例措置を実施しない理由
9	総務省	無線従事者	総合	(財)日本無線協会 第1回：平成23年9月9日 第2回：平成24年3月期	(第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士) 11か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、那覇市 (第三級総合無線通信士) 12か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、那覇市	(第一級総合無線通信士) 173人 (第二級総合無線通信士) 232人 (第三級総合無線通信士) 294人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施、⑨その他(分類)	有 特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無 特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	無	-	-	-	-	震災当月における試験は、震災前に影響なく終了したため。 また、次回の試験日においても十分な期間があり、会場の確保等、試験実施上の問題が認められなかったため。	電波法 (昭和25年法律第131号)	
			海上	同上 第1回：平成23年6月7日 第2回：平成23年10月25日 第3回：平成24年2月10日 (第二級海上無線通信士) 第1回：平成23年6月8日 第2回：平成23年10月26日 第3回：平成24年2月11日	11か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、那覇市	(第一級海上無線通信士) 57人 (第二級海上無線通信士) 59人 (第三級海上無線通信士) 554人 (第四級海上無線通信士) 363人 (第一級海上特殊無線技士) 553人 (第二級海上特殊無線技士) 2,697人 (第三級海上特殊無線技士) 355人 (レーダー級特殊無線技士) 146人	○	有	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	(第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士) 震災当月における試験は、震災前に影響なく終了したため。 また、次回の試験日においても十分な期間があり、会場の確保等、試験実施上の問題が認められなかったため。 (上記以外の海上無線従事者) 試験日まで十分な期間があり、会場の確保等、試験実施上の問題が認められなかったため。		
			航空	同上 第1回：平成23年8月期 第2回：平成24年2月期 (航空特殊無線技士) 第1回：平成23年6月8日 第2回：平成23年10月26日 第3回：平成24年2月11日	11か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、那覇市	(航空無線通信士) 2,740人 (航空特殊無線技士) 1,373人	○	有	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		試験日まで十分な期間があり、会場の確保等、試験実施上の問題が認められなかったため。
			陸上	同上 第1回：平成23年7月期 第2回：平成24年1月期 (第一級陸上無線技術士) 第1回：平成23年6月9日 第2回：平成23年10月27日 第3回：平成24年2月12日 (第二級陸上無線技術士、第三級陸上無線技術士) 第1回：平成23年6月8日 第2回：平成23年10月26日 第3回：平成24年2月11日 (国内電信陸上無線技術士) 第1回：平成23年6月7日 第2回：平成23年10月25日 第3回：平成24年2月10日	(第一級陸上無線技術士) 第1回13か所、第2回12か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、三豊市、熊本市、福岡市(第1回のみ)、那覇市 (第二級陸上無線技術士) 13か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、舞鶴市(第2回のみ)、広島市、松山市、三豊市、熊本市、福岡市(第1回のみ)、那覇市 (第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信陸上特殊無線技士) 11か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、那覇市	(第一級陸上無線技術士) 5,342人 (第二級陸上無線技術士) 1,855人 (第一級陸上特殊無線技士) 11,031人 (第二級陸上特殊無線技士) 6,204人 (第三級陸上特殊無線技士) 1,125人 (国内電信陸上特殊無線技士) 123人	○	有	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		試験日まで十分な期間があり、会場の確保等、試験実施上の問題が認められなかったため。
			アマチュア	同上 第1回：平成23年4月9日 第2回：平成23年8月29日 第3回：平成23年12月10日 (第二級アマチュア無線技士) 第1回：平成23年4月10日 第2回：平成23年8月27日 第3回：平成23年12月11日 (第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士) 第1回～第12回：平成23年4月期～平成24年3月期	(第一級アマチュア無線技士) 11か所：東京都、札幌市、仙台市、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、那覇市 (第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士) 23か所：東京都、宇都宮市、札幌市、仙台市、青森市、長野市、新潟市、金沢市、名古屋市、静岡市、大阪市、広島市、松江市、向山、松山市、高松市、熊本市、鹿児島市、福岡市、大分市、長崎市、北九州市、那覇市(場所により実施回数が異なる)	(第一級アマチュア無線技士) 1,918人 (第二級アマチュア無線技士) 865人 (第三級アマチュア無線技士) 2,204人 (第四級アマチュア無線技士) 3,617人	○	有	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		(第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士) 試験日まで十分な期間があり、会場の確保等、試験実施上の問題が認められなかったため。 (第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士) 震災当月における試験は、震災前に影響なく終了したため。 また、翌月以降の試験日においても、会場の確保等、試験実施上の問題が認められなかったため。
10	総務省	電気通信主任技術者	(財)日本データ通信協会	第1回：平成23年7月10日 第2回：平成24年1月22日	12か所(札幌市、仙台市、東京都、金沢市、長野市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、福岡市、熊本市、那覇市)	7,684人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	平成22年度第2回試験合格者に対する資格者証交付申請期限の延長	(財)日本データ通信協会HPに掲載(平成23年4月1日付け)	-	-	-	-	-	電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)	
11	総務省	工事担任者	(財)日本データ通信協会	第1回：平成23年5月22日 第2回：平成23年11月27日	35カ所	47,749人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・平成22年度第2回試験合格者に対する資格者証交付申請期限の延長 ・平成23年度第1回試験、次回試験への振替、受験地の変更、受験を取りやめた際の試験手数料の返還、次回試験まで科目免除期間を延長	(財)日本データ通信協会HPに掲載	-	-	-	-	-	電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)	

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等			
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定		特例措置を実施している場合				特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)		
											特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の有無	特例措置の内容			特例措置の公表・周知状況	行政評価局長通知後に特例措置の導入を決定したものの理由
12	総務省	行政書士	(財)行政書士試験研究センター	平成23年11月13日	70か所	70,586人	○	無	—	—	無(東日本大震災から試験の実施時期(平成23年11月)までは一定の期間があること、被災地県においても例年通り試験会場を設け実施する予定(岩手1か所、宮城2か所、福島1か所)であることから、現時点で特例措置は予定していない。)	有	⑥申込期間の延長	東日本大震災の被災者の受験機会の確保に資するため、平成23年度行政書士試験の申込期間を10日間延長。	平成23年8月23日に総務省ホームページ及び財団法人行政書士試験研究センターホームページに掲載	○	—	行政書士法(昭和26年法律第4号)	
13	総務省	危険物取扱者	(財)消防試験研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、(財)消防試験研究センター道府県支部ごとに実施(東京都は同センター中央試験センターで実施)。なお、実施回数は各都道府県ごとに年2回以上。	都道府県ごとの会場で実施	470,686人	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更、 ⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施、⑨その他(分類)	—	—	—	—	—	—	—	—	消防法(昭和25年法律第186号)	
14	総務省	消防設備士	(財)消防試験研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、(財)消防試験研究センター道府県支部ごとに実施(東京都は同センター中央試験センターで実施)。なお、実施回数は各都道府県ごとに年1回以上。	都道府県ごとの会場で実施	79,359人	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑤その他	—	—	—	—	—	—	—	—	消防法(昭和25年法律第186号)	
15	法務省	弁護士	司法試験委員会	(新司法試験)平成23年5月11日、12日、14日、15日	12か所(札幌市、仙台市、東京都(4か所)、名古屋市(2か所)、大阪市(2か所)、広島市、福岡市)	8,163人	○	有	⑤試験地追加、他試験地への変更	—	—	—	—	—	—	—	—	司法試験法(昭和24年法律第140号)	
16	法務省	司法書士	法務省	平成23年7月3日	法務局又は地方方法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所(法務局又は地方方法務局は各都府県に1か所ずつ、北海道に4か所の計50か所)	26,958人	○	無	—	—	—	無(試験実施日が震災発生日から4か月近く経過していること、試験会場が全国50箇所あり、被災地県(宮城、福島、岩手等)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年通りの実施に支障がないと判断したため)	無	—	—	—	—	—	司法書士法(昭和25年法律第197号)
17	法務省	土地家屋調査士	法務省	平成23年8月21日(受験申込受付期間:H23.5.30~H23.6.10)	法務局(東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松)、那覇地方方法務局ごとにそれぞれの局が指定した場所	5,643人	○	無	—	—	—	無(試験実施日が震災発生日から5か月以上経過していること、試験会場が全国9箇所あり、被災地県(宮城)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年通りの実施に支障がないと判断したため)	無	—	—	—	—	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)	
18	財務省	税理士	国税審議会	平成23年8月2日、3日、4日	15か所(札幌市、仙台市、新崎市、宇都宮市、さいたま市、東京都、横浜、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、太宰府市、熊本県上益城郡、那覇市)	51,468人	○	無	—	—	—	無(電力事情等により試験実施中に試験の継続が困難となった場合には、その継続困難となった試験室において、当該試験科目を受験していた方のみを対象に再試験を実施予定)	無	—	—	—	—	税理士法(昭和26年法律第237号)	
19	財務省	通関士	財務省	平成23年10月2日	13か所(北海道、新潟県、東京都、宮城県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県)	9,490人	○	無	—	—	—	無(試験会場の確保等が完了しており、試験実施上の問題が認められないため)	無	—	—	—	—	通関業法(昭和42年法律第122号)	
20	文部科学省	技術士	公益社団法人日本技術士会	2次試験 平成23年8月6日、7日(筆記試験、筆記合格者はH23.12以降口頭試験) 1次試験 平成23年10月10日	12か所(北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県) 12か所(北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	36,432人 27,297人	○	無	—	—	—	無(受験申込者からの受付期間延長等に関する要望がこれまでのところないため、具体的な実施予定はない。)	無	—	—	—	—	技術士法(昭和58年法律第25号)	
21	文部科学省 経済産業省	原子炉主任技術者	文部科学省及び経済産業省	第53回口頭試験 平成23年9月15日 第54回筆記試験 平成24年3月12日~14日	1か所(東京都)	口答試験 65人 筆記試験 125人	○	有	—	—	—	有	②試験日の変更、追加試験の実施	平成23年3月14日から16日に実施を予定していた試験を中止(延期)し、平成23年6月13日から15日に実施	受験生に対して電話で中止の連絡を行い、再実施にあたってはHPに掲載と共に案内はがきの送付を行った。	—	—	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)	
22	文部科学省	放射線取扱主任者	(財)原子力安全技術センター	第1種放射線取扱主任者試験 平成23年8月24日、25日 第2種放射線取扱主任者試験 平成23年8月26日	6か所(札幌、青森、東京、名古屋、大阪、福岡)	3,822人 2,701人	○	有	—	—	—	無	—	—	—	—	—	放射線同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)	
23	文部科学省	教育職員	文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学	幼稚園教員資格認定試験 1次試験:平成23年9月4日 2次試験:平成23年10月16日 小学校教員資格認定試験 1次試験:平成23年9月3日・4日 2次試験:平成23年10月15日・16日 3次試験:平成23年11月中旬~下旬 特別支援学校教員資格認定試験 1次試験:平成23年8月7日 2次試験:平成23年10月2日	(幼稚園教員資格認定試験)10か所(北海道教育大学、宮城教育大学、埼玉大学、東京学芸大学、金沢大学、愛知教育大学、大阪教育大学、岡山大学、釜山大学、福岡教育大学)※下線部は、1次試験のみ実施。 (小学校教員資格認定試験)6か所(東京学芸大学、横浜国立大学、静岡大学、岡山大学、熊本大学、宮城教育大学)※下線部は、1次試験のみ実施。 (特別支援学校教員資格認定試験)1か所(筑波大学)	(幼稚園教員資格認定試験)819人 (小学校教員資格認定試験)1915人 (特別支援学校教員資格認定試験)340人	○	有	—	—	—	有	⑨その他	出願時に必要な添付書類の提出期限延長	願書配付の際に通知文を添付するとともに、文部科学省の教員資格認定試験ページに通知文を掲載。	—	—	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	
24	文部科学省	学芸員	文部科学省	平成23年11月21日、22日	1か所(東京)	171人	○	有	—	—	—	無	—	—	—	—	—	博物館法(昭和26年法律第285号)	

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の実験者数	前回の試験実施の有無	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等			
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)		
												類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長に特例措置の導入を決定したものの			特例措置を実施しない理由	
25	厚生労働省	精神保健福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	平成24年1月28日、29日	7か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県)	7,233人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施、⑨その他(分類)	・平成22年度試験(平成23年3月15日合格発表)の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み(大学卒業見込み等)であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、精神保健福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、受験資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	—	—	—	—	精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)		
26	厚生労働省	医師	厚生労働省	平成24年2月11日～13日	12か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県)	8,611人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	医師法(昭和23年法律第201号)
27	厚生労働省	臨床検査技師	厚生労働省	平成24年2月22日	9か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	3,959人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	
28	厚生労働省	診療放射線技師	厚生労働省	平成24年2月23日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県)	2,409人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	
29	厚生労働省	歯科医師	厚生労働省	平成24年2月4日～5日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県)	3,378人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	歯科医師法(昭和23年法律第202号)	
30	厚生労働省	歯科技工士	厚生労働省	平成24年2月～3月(都道府県によって実施日が異なる) 岩手県：平成24年2月1日、2日 宮城県：平成24年2月21日、23日 福島県：平成24年2月24日、25日	35か所(秋田、山形、群馬、福井、山梨、長野、三重、兵庫、奈良、和歌山、愛媛、沖縄を除く全都道府県。)	1,265人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	歯科技工士法(昭和23年法律第168号)	
31	厚生労働省	歯科衛生士	(財)歯科医療研修振興財団	平成24年3月4日	10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	5,788人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)歯科医療研修振興財団HPに掲載(平成23年3月25日付け)	—	—	—	—	—	—	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)	
32	厚生労働省	義肢装具士	(財)テクノエイド協会	平成24年3月5日	1か所(東京都)	199人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	
33	厚生労働省	臨床工学技士	(財)医療機器センター	平成24年3月4日	4か所(北海道、東京都、大阪府、福岡県)	1,882人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	
34	厚生労働省	柔道整復師	(財)柔道整復研修試験財団	平成24年3月4日	(22年度) 10か所(北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	6,625人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)柔道整復研修試験財団HPに掲載	—	—	—	—	—	—	—	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
35	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師	(財)東洋療法研修試験財団	平成24年2月25日	晴眼者：6か所(宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、鹿児島県) 視覚障害者：各都道府県(山形県を除く)	1,849人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を发出	○	—	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)	
36	厚生労働省	はり師	(財)東洋療法研修試験財団	平成24年2月26日	晴眼者：10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県) 視覚障害者：各都道府県(山形県を除く)	5,483人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研修試験財団HPに掲載	—	—	—	—	—	—	—	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等				
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合			特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)					
												特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長等に特例措置の導入を決定したものの		特例措置を実施しない理由			
37	厚生労働省	きゆう師	(財)東洋療法研修試験財団	平成24年2月26日	埼玉県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県 視覚障害者：各都道府県(山形県は除く)	5,499人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研修試験財団HPに掲載	—	—	—	—	—	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)			
38	厚生労働省	保健師	厚生労働省	平成24年2月17日	11か所(北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	14,819人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	通知を发出	○	—	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	
39	厚生労働省	助産師	厚生労働省	平成24年2月16日	11か所(北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	2,410人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 通知を发出	○	—	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	
40	厚生労働省	看護師	厚生労働省	平成24年2月19日	11か所(北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	54,138人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	通知を发出	○	—	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	
41	厚生労働省	准看護師	都道府県	都道府県が実施(年1回) 岩手県：平成24年2月15日 宮城県：平成24年2月15日 福島県：平成24年2月15日	・岩手：1カ所(盛岡市) ・宮城：1カ所(仙台市) ・福島：1カ所(郡山市)	岩手：700人 宮城：1,168人 福島：845人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	有 (岩手)⑨その他 有 (宮城)①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 — (福島) —	・(岩手)県庁前掲示板、岩手県公式HPでの合格発表予定、震災避難者名簿等の掲載によりアクセス困難のため、山形県のHPにおいても合格発表を行った。(3月18日~3月末) (宮城)試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等(当面の間実施、現在は終了) (福島) —	(岩手)県及び山形県HPへ掲載、養成施設へ周知 (宮城)宮城県HPに掲載、合格通知と併せて送付 (福島) —	— — —	(福島)平成22年度試験は、試験日、証明書の提出期限、合格発表日のいずれも震災前であり、震災の影響を受けなかったため。	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)			
42	厚生労働省	理学療法士	厚生労働省	平成24年2月26日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県)	10,475人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	通知を发出	○	—	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	
43	厚生労働省	作業療法士	厚生労働省	平成24年2月26日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県)	5,824人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	通知を发出	○	—	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	
44	厚生労働省	視能訓練士	厚生労働省	平成24年2月23日	2か所(東京都、大阪府)	734人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を住所とする者であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 通知を发出	○	—	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	
45	厚生労働省	救急救命士	(財)日本救急医療財団	23年度：平成24年3月18日	(23年度) 5か所(北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県)	2,465人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ②平成23年9月4日、追加試験を実施。また、東日本大震災で被災したことにより受験できなかった者であって、受験資格の要件を満たす者に追加試験の受験資格を認めることとした。	官報に掲載 ・厚生労働省HPに掲載 (財)日本救急医療財団HPに掲載	—	—	救急救命士法(平成3年法律第36号)		
46	厚生労働省	言語聴覚士	(財)医療研修推進財団	平成24年2月18日	6か所(北海道、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県)	2,374人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 通知を发出	○	—	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)	
47	厚生労働省	管理栄養士	厚生労働省	平成24年3月18日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県、沖縄県)	19,923人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等 ②試験日の変更、追加試験の実施	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・平成23年3月20日の試験について、宮城県及び東京都で追加試験を実施(平成23年7月31日実施)(なお、平成23年3月20日の宮城県会場は中止)	厚生労働省HPに掲載	—	—	—	—	—	—	—	栄養士法(昭和22年法律第245号)	
48	厚生労働省	調理師	都道府県又は(社)調理技術技能センター	都道府県が実施(年1回) 岩手県：平成23年11月8日 宮城県：平成23年11月13日 福島県：実施なし	各都道府県	岩手県：376名 宮城県：554名 福島県：700名	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	無	—	—	—	—	—	岩手県、宮城県は、11月に実施しており、特例措置の必要がなかったため。 福島県は、調理師試験自体実施できる状況ではなかったため。	調理師法(昭和33年法律第147号)
49	厚生労働省	専門調理師	(社)調理技術技能センター	【前期】学科：平成23年9月1日 実技：平成23年7月30日~8月18日 【後期】学科：平成24年1月15日 実技：平成24年1月15日~2月15日	【前期】12か所(札幌市、仙台市、東京都、長岡市、名古屋市、静岡市、大崎市、兵庫県、広島市、福岡市、佐賀市、鹿児島市) 【後期】13か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、金沢市、静岡市、津市、大崎市、兵庫県、広島市、松江市、高松市、福岡市)	1,450人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書の提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	無	—	—	—	—	—	調理技術技能センターの判断による。	調理師法(昭和33年法律第147号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等		
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定		特例措置を実施している場合				特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)	
											有	無	特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況			行政評価局長通知後に特例措置の導入を決定したものの
50	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	(財)ビル管理教育センター	平成23年10月2日 (受験申込受付期間：H23.5.9～H23.6.15)	6か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋、大阪府、福岡市)	10,194人	○	有	⑨その他	試験申込み等に関し、個別の相談を受付	受験の手引きに記載	—	—	—	—	—	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	
51	厚生労働省	クリーニング師	都道府県	都道府県が実施(年1回) 岩手県 平成23年9月1日 宮城県 平成23年11月25日 福島県 平成23年11月19日	各都道府県	岩手県:28人 宮城県:70人 福島県:29人	○	有	⑨その他			—	—	—	—	試験日が震災から一定期間経過しており、影響が少ないと判断したこと。また、試験の延期及び、追加実施について受験者から要望がないこと。	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)	
52	厚生労働省	理容師	(財)理容師美容師試験研修センター	実技試験 平成23年8月1日から 平成24年2月1日から 筆記試験 平成23年9月4日 平成24年3月4日	実技試験:35か所(富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県を除く) 筆記試験:15か所(北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)	2,545人	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施			—	—	公表なし	—	・平成23年8月1日からの実技試験について、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の会場での受験者について試験日を変更(平成23年9月5日から6日)し、対象者に対して郵送でその旨を通知。	理容師法(昭和22年法律第234号)	
53	厚生労働省	美容師	(財)理容師美容師試験研修センター	実技試験 平成23年8月1日から 平成24年2月1日から 筆記試験 平成23年9月4日 平成24年3月4日	実技試験:53か所(47都道府県(東京都6か所、大阪府2か所、その他各1か所)) 筆記試験:15か所(北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)	27,636人	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施		公表なし	—	—	—	—	・平成23年8月1日からの実技試験について、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の会場での受験者について試験日を変更(平成23年9月5日から6日)し、対象者に対して郵送でその旨を通知。	美容師法(昭和32年法律第163号)	
54	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	(財)給水工事技術振興財団	平成23年10月23日 (受験申込受付期間：H23.5.23～H23.6.30)	9か所(札幌市、仙台市、宮城県、岩手県、福島県、那覇市)	14,869人	○	有	⑨その他	以下について、受験申込期間の間実施。 ・受験申込時に提出する給水装置工事従事者証明書の証明者及び証明印について ・業務従事者となる法人の被災により、当該法人による給水装置工事従事者証明書を提出できない場合等において、代替となる証明書の提出により申請を受け付ける。 ・試験科目の一部免除を受ける際の給水装置工事従事者証明書の写しについて 被災により管工事施工管理技術検定合格証明書を紛失した場合において、同証明書の再交付申請中であることを証する書面の写しの提出により一部免除の申請を受け付ける(後日、管工事施工管理技術検定合格証明書の提出が必要)。	問合せがあった場合、応答	—	—	—	—	—	水道法(昭和32年法律第177号)	
55	厚生労働省	製菓衛生師	都道府県	都道府県が実施 岩手県:平成23年度11月8日 宮城県:平成23年度10月19日 福島県:今年度実施見送り	各都道府県	7,797人	○	有	⑨その他			—	—	—	—	各都道府県の判断による	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)	
56	厚生労働省	薬剤師	厚生労働省	平成24年3月3日、4日	9か所(北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県、福岡県)	3,274人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等			—	—	—	—	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類として、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	薬剤師法(昭和35年法律第146号)
57	厚生労働省	登録販売者	都道府県	都道府県が実施(年1回) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県:平成24年2月12日 茨城県:平成23年9月24日 千葉県:平成23年9月11日 など	各都道府県	39,116人	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施			—	—	—	—	—	各県のHPに掲載	薬事法(昭和35年法律第145号)
58	厚生労働省	毒物劇物取扱責任者	都道府県	都道府県が実施(年1回) 岩手県:平成23年11月9日、 宮城県:平成23年12月18日、 福島県:平成23年11月12日	岩手県:盛岡市(2か所)、花巻市、奥州市、一関市 宮城県:東北化学園大学 福島県:福島県福島市(福島大学)	岩手県:202名、 宮城県:418名、 福島県:482名	○	有	⑨その他			—	—	—	—	試験実施時期が、11月又は12月と比較的遅い時期であったこと。また、予定試験地が、比較的被害が小さい内陸地域であったこと等から、特例措置の必要が無いと判断したため。	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	
59	厚生労働省	社会福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	平成24年1月29日	24か所(北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)	43,568人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑨その他	・平成22年度試験(平成23年3月15日合格発表)の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み(大学卒業見込み等)であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、社会福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、受験資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	—	—	—	—	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	
60	厚生労働省	介護福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	【筆記試験】 平成24年1月29日 【実技試験】 平成24年3月4日	24か所(北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)	154,223人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑨その他	・平成22年度試験(平成23年3月29日合格発表)の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み(福祉系高校卒業見込み等)であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、介護福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、登録資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	—	—	—	—	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	
61	厚生労働省	介護支援専門員	都道府県	平成23年10月23日 (都道府県が実施、試験日は全国統一)	各都道府県 (岩手県は2か所、宮城県、福島県は未定)	139,959人	○	無	—	—	—	—	—	—	—	各都道府県の判断による。	介護保険法(平成9年法律第123号)	
62	厚生労働省	保育士	(社)全国保育士養成協議会	【筆記試験】 平成23年8月6日、7日 【実技試験】 平成23年10月9日	各都道府県	46,820人	○	有	⑨その他	受験申請書受付期間の締切である平成23年5月11日まで(消印有効)の提出が難しい場合は、電話にて詳しい状況を確認した上で案内。	(社)全国保育士養成協議会のHPに掲載(平成23年4月1日付け)	—	—	—	—	—	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
63	厚生労働省	社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会	平成23年8月28日	33か所(北海道、宮城県、群馬県(2)、埼玉県、千葉県、東京都(6)、神奈川県(2)、石川県(2)、静岡県、愛知県(3)、京都府(2)、大阪府(2)、兵庫県、岡山県、広島県、香川県(2)、福岡県(2)、熊本県、沖縄県)	55,445人	○	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験地に岩手県及び山形県を追加	・平成23年4月28日付け官報公示 ・社会保険労務士試験公式HPに掲載	—	—	—	—	—	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)	

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の実験者数	前回の試験実施の有無	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等								
								特例措置の公表・周知状況	特例措置の内容	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合						特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)							
											特例措置の公表・周知状況	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長通知後に特例措置の導入を決定したものの	特例措置を実施しない理由									
64	厚生労働省	ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会	特級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年1回実施。実施時期は同一。東北センター：平成23年10月4日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	662人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込なし)。	公表なし	—	—	—	—	—			
				一級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね2か月に1回実施。実施時期はおおむね同一。東北センター：平成23年5月23日、7月11日、9月1日、11月17日、24年1月24日、2月15日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	8,511人	○	有						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込なし)。	公表なし	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
				二級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね毎月1回実施。実施時期はおおむね同一。東北センター：平成23年5月20日、6月13日・28日、7月26日、8月17日、9月6日、10月17日、11月2日、12月14日、24年1月30日、2月17日、3月14日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	35,258人	○	有						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東北安全衛生技術センターで23年6月28日の試験日を過ぎた。 ・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(278人)に個別に照会)。	公表なし	—	—	—	—	—	(東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者278人に個別に照会を行い、78人について受験料を返還、200人について試験日を変更(他の安全衛生技術センターでの受験を含む。)した。)
65	厚生労働省	ボイラー溶接士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年2回実施。実施時期は同一。東北センター：平成23年9月14日、24年2月3日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	1,078人(特別、普通合計)	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)			
66	厚生労働省	ボイラー整備士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年3回実施。実施時期は同一。東北センター：平成23年6月15日、10月20日、24年2月8日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	3,673人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)			
67	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね毎月1回実施。実施時期はおおむね同一。東北センター：平成23年6月21日、8月22日、10月12日、11月1日、12月15日、24年2月10日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	23,513人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う。(東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(15人)に個別に照会)。 ・学科試験合格者又は運転実技講習修了者であるが、震災による負傷等被災のために当該試験に備える試験を受ける機会を失い、合格した学科試験が行われた日又は運転実技講習を修了した日から1年を超えた者については、平成23年8月末までの間は、当該期間が1年を超えない者と同等に学科試験又は実技試験の免除を受けることができるものとして取り扱う。	試験の一部免除に係る有効期限については、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	—	—	—	—	—	(東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者15人に個別に照会を行い、5人について受験料を返還、10人について試験日を変更(他の安全衛生技術センターでの受験を含む。)した。)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)		
68	厚生労働省	移動式クレーン運転士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年6回実施。実施時期は同一。東北センター：平成23年5月11日、7月19日、9月15日、11月8日、24年1月16日、3月5日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	3,857人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。 ・学科試験合格者又は運転実技講習修了者であるが、震災による負傷等被災のために当該試験に備える試験を受ける機会を失い、合格した学科試験が行われた日又は運転実技講習を修了した日から1年を超えた者については、平成23年8月末までの間は、当該期間が1年を超えない者と同等に学科試験又は実技試験の免除を受けることができるものとして取り扱う。	試験の一部免除に係る有効期限については、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	—	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)		
69	厚生労働省	揚貨装置運転士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年1回～2回実施。実施時期は前期及び後期。東北センター：平成23年10月6日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	584人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う。東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者5人に個別に照会を行い、9人について試験日を変更(他の安全衛生技術センターでの受験を含む。)した。	公表なし	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)			
70	厚生労働省	免破技士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、各年2回実施。実施時期は前期及び後期。東北センター：平成23年6月8日、12月8日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	348人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)		
71	厚生労働省	潜水士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね4回実施。実施時期はおおむね同一。東北センター：平成23年7月6日、10月13日、24年1月26日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	6,594人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(11人)に個別に照会)。	公表なし	—	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)		
72	厚生労働省	林業架線作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、各年1回実施。実施時期は前期又は後期。東北センター：平成23年6月8日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	243人	○	有				有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)		

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等	
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)
												類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長に特例措置の導入を決定したものの		
73	厚生労働省	ガス溶接作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、各年2回実施。実施時期は前期及び後期。 ・東北センター：平成23年10月6日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	1,055人	○	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	
74	厚生労働省	高圧室内作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、各年1回実施。実施時期は前期又は後期。 ・東北センター：平成23年11月4日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	62人	○	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	
75	厚生労働省	エックス線作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年3回～6回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年7月20日、11月28日、24年3月6日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	5,906人	○	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	
76	厚生労働省	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、各年1回実施。実施時期は前期又は後期。 ・東北センター：平成23年11月4日	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	410人	○	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	
77	厚生労働省	衛生管理者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、毎月1回～3回実施。東北センターでは、年18回。	7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	79,117人(第一種合計)	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東北安全衛生技術センターで23年6月9日の試験日を追加した。 ・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(304人)に個別に照会)。	試験日の追加について、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	
78	厚生労働省	労働安全コンサルタント	(財)安全衛生技術試験協会	第1次試験(筆記試験) 平成23年10月19日 第2次試験(口述試験) 平成24年1月17日、18日、31日、2月1日、2月2日	・第1次試験(筆記試験) 東京都(都市センターホテル)及び6か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市) ・第2次試験(口述試験) 大阪(1/17,18) 東京(1/31,2/1,2/2)	810人(筆記試験) 159人(口述試験)	○	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・労働安全コンサルタント試験は、年1回の実施であり、試験日(筆記試験)は震災発生から半年以上先の実施であったため。なお、被災者からの試験日の延期等に関する要望は特になかった。	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	
79	厚生労働省	労働衛生コンサルタント	(財)安全衛生技術試験協会	第1次試験(筆記試験) 平成23年10月19日 第2次試験(口述試験) 平成24年1月17日、18日、31日、2月1日、2月2日	・第1次試験(筆記試験) 東京都(都市センターホテル)及び6か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市) ・第2次試験(口述試験) 大阪(1/17,18) 東京(1/31,2/1,2/2)	268人(筆記試験) 301人(口述試験)	○	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・労働衛生コンサルタント試験は、年1回の実施であり、試験日(筆記試験)は震災発生から半年以上先の実施であったため。なお、被災者からの試験日の延期等に関する要望は特になかった。	—	—	—	—	—	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	
80	厚生労働省	作業環境測定士	(財)安全衛生技術試験協会	第1回(第1種作業環境測定士、第2種作業環境測定士) 平成23年8月24日・25日 第2回(第2種作業環境測定士) 平成24年2月13日	・第1回(第1種作業環境測定士、第2種作業環境測定士) 東京(都市センターホテル)及び7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)計8か所 ・第2回(第2種作業環境測定士) 7か所の安全衛生技術センター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市)	第1回 1097人 第2回 815人	○	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・作業環境測定士試験について、震災後最初に予定されていた試験日(筆記試験)が、震災発生から5ヶ月以上先の実施であったため。なお、被災者からの試験日の延期等に関する要望は特になかった。	—	—	—	—	—	作業環境測定法(昭和50年法律第28号)	

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等		
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)	
												類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長 通知後 に特例措置の導入を決定した もの			特例措置を実施しない理由
81	厚生労働省	技能士	都道府県、指定試験機関 (事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の団体の利益を目的としなない法人)	・実技試験 前期：平成23年6月6日～9月11日 後期：平成23年12月5日～平成24年2月19日 ・学科試験 前期：平成23年7月24日、8月21日、8月28日、8月31日、9月4日 後期：平成24年1月22日、1月29日、2月1日、2月5日 (都道府県が実施している職種に限る。)	各都道府県	775,119人 ※受験申請者数											職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号)	
82	厚生労働省	職業訓練指導員	都道府県	各都道府県が実施(試験日、試験回数等は都道府県によって異なる。) ※岩手、宮城及び福島県の実施日は以下のとおり。 【岩手県】 平成23年9月4日 【宮城県】 平成23年9月3日 【福島県】 平成23年9月10日	各都道府県	3,026人												職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号)
83	農林水産省	農業協同組合監査士	全国農業協同組合中央会	平成23年9月1日、2日	東京都千代田区、滋賀県大津市、岡山県岡山市、熊本県熊本市	504人												農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)
84	農林水産省	水産業協同組合監査士	全国漁業協同組合連合会	第1回：平成23年9月27・28日 第2回：平成24年2月14・15日	第1回：東京 第2回：東京	133人(第1回、第2回合計)												水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号)
85	農林水産省	森林組合監査士	全国森林組合連合会	平成23年12月1日、2日	1箇所(東京都)	90人												森林組合法 (昭和53年法律第36号)
86	農林水産省	獣医師	獣医事審議会	平成24年2月21日、22日 (平成22年度は平成23年2月22日、23日)	北海道、東京、福岡	1,275人												獣医師法 (昭和24年法律第186号)
87	農林水産省	調教師(中央競馬)	日本中央競馬会	(新規) 一次試験 平成23年9月28日 二次試験 平成23年11月29～30日 (更新) 平成24年1月17～18日 平成24年1月24～25日 委員会が指定した者の試験 平成23年11月16日	栗東(滋賀県)、美浦(茨城県)、東京競馬場(東京都)	(新規) 一次試験105名 二次試験22名 (更新) 212名 委員会が指定した者の試験 22名												競馬法 (昭和23年法律第158号)
88	農林水産省	調教師(地方競馬)	地方競馬全国協会	第1回 平成23年3月19日～5月12日 第2回 平成23年7月9日～9月2日 第3回 平成23年9月30日～12月2日 第4回 平成24年1月18日～3月2日	第1回 那須塩原市、さいたま市、船橋市、品川区、川崎市 第2回 那須塩原市、尼崎市、福山市 第3回 帯広市、沙流郡日高町、盛岡市、那須塩原市、金沢市、羽島郡笠松町、弥富市 第4回 那須塩原市、港区、高知市、鳥栖市、荒尾市	第1回 257人 第2回 115人 第3回 221人 第4回 64人 計 657人												競馬法 (昭和23年法律第158号)
89	農林水産省	騎手(中央競馬)	日本中央競馬会	(新規) 一次試験 平成23年10月5日 二次試験 平成24年1月30～31日 (更新) 平成24年1月17～18日 平成24年1月24～25日、27日 委員会が指定した者の試験 平成23年11月16日	栗東(滋賀県)、美浦(茨城県)、競馬学校(千葉県)、小倉競馬場(福岡県)	(新規) 一次試験7名 二次試験7名 (更新) 141名 委員会が指定した者の試験 11名												競馬法 (昭和23年法律第158号)
90	農林水産省	騎手(地方競馬)	地方競馬全国協会	第1回 平成23年3月19日～5月12日 第2回 平成23年7月9日～9月2日 第3回 平成23年9月30日～12月2日 第4回 平成24年1月18日～3月2日	第1回 那須塩原市、さいたま市、船橋市、品川区、川崎市 第2回 那須塩原市、尼崎市、福山市 第3回 帯広市、沙流郡日高町、盛岡市、那須塩原市、金沢市、羽島郡笠松町、弥富市 第4回 那須塩原市、港区、高知市、鳥栖市、荒尾市	第1回 95人 第2回 59人 第3回 142人 第4回 52人 計 348人												競馬法 (昭和23年法律第158号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等						
							前回の実施把握対象	特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合				特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)					
												特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況			行政評価局長に特例措置の導入を決定したものの	特例措置を実施しない理由			
91	農林水産省	土地改良地士	農林水産省	平成23年10月16日	札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市、那覇市	160人											試験実施日が震災発生日から、7ヶ月近く経過していること、被災県(宮城県)を含めて全国9会場の確保が可能なこと、受験地を受験者が任意に選択できること(一定期間は変更可)、被災県の受験予定者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため	土地改良法(昭和24年法律第195号)			
92	農林水産省	普及指導員	農林水産省	筆記試験：平成23年8月18日、19日 口述試験：平成23年11月28日～30日	9か所(札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市、那覇市)	427人						有	⑥申し込み期間の延長 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	平成23年5月の試験実施公告において、岩手県、宮城県又は福島県の在住者又は在勤者に対して以下の措置を講じた。 ① 受験願書締切日(6月10日)までに受験の意向を連絡してきた場合に、受験願書締切日を6月30日まで延長。 ② 平成23年限りとしていた改良普及員資格試験合格者等への筆記試験の一部免除措置を平成24年まで延長。	平成23年試験実施公告(官報)				農業改良助長法(昭和23年法律第165号)		
93	農林水産省	林業普及指導員	農林水産省	筆記試験：平成23年7月23日 口述試験：平成23年11月17・18・29日	北海道、山形、東京、兵庫、福岡	237人												試験実施日が震災発生日から、4ヶ月近く経過していること、被災県(宮城県)を含めて全国9会場の確保が可能なこと、受験地を受験者が任意に選択できること(一定期間は変更可)、被災県の受験予定者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため	森林法(昭和26年法律第249号)		
94	農林水産省	水産業普及指導員	農林水産省	平成23年12月7日	農林水産省	55人												試験実施日が震災発生日から、9ヶ月近く経過していること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため	水産関係地方公共団体交付金等実施要領(事務次官依命通知)		
95	経済産業省	情報処理技術者	(独)情報処理推進機構	【春期試験】 平成23年4月17日 ⇒6月26日・7月10日に延期 ※試験区分によって試験日が相違 【秋期試験】 平成23年10月16日	特別試験62か所	444,669人	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑤試験地追加、他試験地への変更可	・平成23年4月17日に実施を予定していた平成23年度春期情報処理技術者試験(春期試験)を中止(延期)し、平成23年度特別情報処理技術者試験(特別試験)として実施(試験区分により、6月26日又は7月10日に延期)。春期試験の応募内容のまま特別試験に受験を希望する場合、特段、手続は不要。試験地の変更を希望する場合、所定の手続により、試験地の変更が可能。 ・春期試験の応募者で、受験手数料の返還を希望する場合、所定の手続により、受験手数料の返還を受けることが可能。 ・東日本大震災の被災者に対しては、所定の手続に関する申請期間(4月14日～4月28日)以降も受験手数料を返還(個別に情報処理技術者試験センターに照会のこと)。 ・春期試験の応募者で、平成23年度秋期情報処理技術者試験(秋期試験)の受験を希望する場合、所定の手続により、秋期試験の受験に振り替えることが可能。 また、特別試験の合否を踏まえ、秋期試験への応募が可能になるように、 ・特別試験の合格発表までの期間を例年と比較して最大18日間短縮(試験区分によって相違)。 ・秋期試験の受付期間を例年と比較して2週間程度後ろ倒し。											情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)
96	経済産業省	弁理士	工業所有権審議会	【短答式筆記試験】 平成23年5月22日 【論文式筆記試験】 必須科目：平成23年7月3日 選択科目：平成23年7月24日 【口述試験】 平成23年10月15日～10月20日	【短答式筆記試験】 7か所(東京(3か所)、大阪、仙台、名古屋、福岡) 【論文式筆記試験】 3か所(東京(2か所)、大阪) 【口述試験】 1か所(東京)	9,152人	○	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑥申込期間の延長	・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第3項に基づき、申し出の特別措置に関する法律第三条第3項に基づき、申し出を平成23年4月10日から平成23年4月21日に延長した。 ・試験地の変更を希望する場合は、所定の手続により、試験地の変更が可能。									弁理士法(平成12年法律第49号)		
97	経済産業省	砂利採取業務主任者	都道府県	平成23年11月11日	47都道府県(58箇所)	803人						有	⑨その他	【青森県】 り災者を対象とした試験手数料の不徴収(平成23年度に実施する試験)	県報、記者発表、県ホームページ、平成23年度試験受験案内				砂利採取法(昭和43年法律第74号)		
98	経済産業省	採石業務管理者	都道府県	平成23年10月14日	47都道府県(56箇所)	1,269人						有	⑨その他	【青森県】 り災者を対象とした試験手数料の不徴収(平成23年度に実施する試験)	県報、記者発表、県ホームページ、平成23年度試験受験案内				採石法(昭和25年法律第291号)		
99	経済産業省	航空工場検査員	経済産業省	平成23年10月13日、14日	東京都	418人												試験実施日が震災発生日から7ヶ月経過していることから、当該試験実施に当たっての震災の影響は少ないと判断したため。	航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)		
100	経済産業省	計量士	経済産業省	平成24年3月4日 (受験申込受付期間：平成23年10月中旬～下旬)	9か所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄)	6,807人	○	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	<平成23年3月8日実施試験の合格者に対して行った措置> ・一部被害の大きかった被災地在住の合格者について、その居所の確認を行い、住所変更について手続を簡略化した上で、新しい居所へ合格証書を送付した。 ・被災地在住の合格者の合格証書が所在不明により配達不可能となった場合には、当省HP等に、その情報を掲載して、当該合格者の所在地をつきとめる方策を検討した(※なお、合格証書は全て送付できたため、本方策は結果として実施せず)。									計量法(平成4年法律第51号)		
101	経済産業省	高圧ガス製造保安責任者	高圧ガス保安協会	【大臣試験】 平成23年11月13日 【知事試験】 平成23年11月13日	【大臣試験】 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 【知事試験】 47都道府県	4,238人 【知事試験】 34,601人												大臣試験については、震災発生から9ヶ月程度経過していること、受験申込者から特段の要望が無かったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため。なお、試験の一部免除に係る有効期限は存在しない。知事試験については、都道府県知事による判断。	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)		

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等		
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)	
												類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長通知後に特例措置の導入を決定したものの			
102	経済産業省	液化石油ガス設備士	高圧ガス保安協会	筆記試験：平成23年11月13日 技能試験：平成23年11月27日	全国47都道府県・59カ所	1,253人											液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	
103	経済産業省	エネルギー管理士	(財)省エネルギーセンター	平成23年9月25日 (受験申込受付期間：平成23年7月1日～22日)	10カ所（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、富山市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市）	12,516人	○	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施、⑨その他に分類	例年8月上旬実施のものを9月25日に延期（申込受付期間も例年5月中旬から6月上旬まで実施のものを7月1日から7月22日に延期）	(財)省エネルギーセンターのHPに掲載（平成23年4月8日、12日）、関連雑誌に案内を掲載 受験者の大半を占める第1種エネルギー管理士指定工場に、受験案内（受験の手引）、ポスターを送付し、日程変更を告知						エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）	
104	経済産業省	電気主任技術者	第一種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター 【一次試験】平成23年9月3日 【二次試験】平成23年11月27日 (受験申込受付期間：平成23年5月23日～6月10日) ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで	10カ所（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、野々市市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市）	2,306人（総申込者）	○	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長			有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・第一種電気主任技術者試験の一次試験免除者の資格有効年度を1年延長 ・第一種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効年度を1年延長 ※対象者： 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害救助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込みをしなかった次の者 ・平成22年度一次試験に合格した者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載（平成23年4月8日付け）			電気事業法（昭和39年法律第170号）
			第二種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター 【一次試験】平成23年9月3日 【二次試験】平成23年11月27日 (受験申込受付期間：平成23年5月23日～6月10日) ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで	10カ所（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、野々市市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市）	9,710人（総申込者）	○	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・第二種電気主任技術者試験の一次試験免除者の資格有効年度を1年延長 ・第二種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効年度を1年延長 ※対象者： 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害救助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込みをしなかった次の者 ・平成22年度一次試験に合格した者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載（平成23年4月8日付け）							
			第三種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター 平成23年9月4日 (受験申込受付期間：平成23年5月23日～6月10日) ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで	28カ所（札幌市、宮城県、山形市、新潟市、水戸市、埼玉市、千葉市、東京都、東京多摩、神奈川県、大塚市、静岡市、名古屋市、津市、野々市市、彦根市、京都市、大阪府、神戸市、松江市、広島市、高松市、松本市、福岡市、長崎市、熊本市、別府市、那覇市）	50,794人	○	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・第三種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効年度を1年延長 ※対象者： 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害救助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込みをしなかった次の者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載（平成23年4月8日付け）							
105	経済産業省	電気工事士	第一種電気工事士	(財)電気技術者試験センター 【筆記試験】平成23年10月2日 【技能試験】平成23年12月4日 (受験申込受付期間：平成23年7月5日～22日) ※インターネットによる申込みは7月29日17時まで	(22年度筆記試験)12カ所（札幌市、仙台市、新潟市、東京都、埼玉県、名古屋市、金沢市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、沖縄県）	46,742人（総申込者）	○	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・筆記試験免除を平成24年度に適用 ※対象者： 東日本大震災の災害救助法適用の地域（東京都を除く）に居住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者（平成22年度筆記試験合格者）	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載（平成23年6月17日付け）							
			第二種電気工事士	(財)電気技術者試験センター 上期試験 【筆記試験】平成23年6月5日 【技能試験】平成23年7月23日・24日 下期試験 【筆記試験】平成23年10月1日 【技能試験】平成23年12月3日	上期試験 ・筆記試験：56カ所 ・技能試験：55カ所 下期試験 ・筆記試験：12カ所 ・技能試験：11カ所	131,964人（総申込者）	○	有	⑥申込期間の延長 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・平成23年度上期試験及び下期試験の受験申込受付期間を別途設定 ※対象者： 東日本大震災の災害救助法適用の地域（東京都を除く）に居住する者 ・筆記試験免除を平成24年度に適用 対象者： 東日本大震災の災害救助法適用の地域（東京都を除く）に居住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者（平成22年度筆記試験合格者）	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載（平成23年9月28日付け、4月11日付け）							電気工事士法（昭和35年法律第139号）

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等		
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)	
												類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長選任後 に特例措置を導入したものの			特例措置を実施しない理由
106	経済産業省	ガス主任技術者	(一財)日本ガス機器検査協会	平成23年9月25日	10か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、富山市、吹田市、広島市、高松市、福岡市、沖縄市)	8,417人											ガス事業法(昭和29年法律第51号)	
107	経済産業省	火薬類取扱保安責任者	(社)全国火薬類保安協会	【知事試験】平成23年8月22日	【知事試験】47都道府県	3,835人											火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	
108	経済産業省	火薬類製造保安責任者	(社)全国火薬類保安協会	【大臣試験】平成23年11月1、2日【知事試験】平成23年8月28日	【大臣試験】東京都【知事試験】47都道府県	【大臣試験】166名【知事試験】139名											大臣試験については、震災発生から8か月程度経過していること、受験申込者から特段の要望が無かったこと等から、例年どおりの実施に支障が無いと判断したため。なお、試験の一部免除に係る有効期限は存在しない。知事試験については、都道府県知事による判断。	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)
109	経済産業省	競輪選手	(財)JKA	<男子>【第1次試験】・技能試験 平成23年9月18日～21日・適性試験 平成23年9月13日【第2次試験】・技能試験 平成23年11月10日・適性試験 平成23年11月10日～11日(応募受付期間：平成23年7月5日～8月2日)<女子>【第1次試験】・技能試験 平成23年10月5日・適性試験 平成23年10月4日【第2次試験】・技能試験 平成23年11月17日・適性私試験 平成23年11月17日～18日(応募受付期間：平成23年7月5日～8月2日)	<男子>【第1次試験】・技能試験 小倉競輪場(福岡県北九州市)・適性試験 日本競輪学校(静岡県伊豆市)【第2次試験】・技能試験、適性試験 日本競輪学校(静岡県伊豆市)<女子>【第1次試験】・技能試験、適性試験 日本競輪学校(静岡県伊豆市)	<男子>412名(技能試験317名、適性試験95名)※第1次試験の技能試験は、男子、女子共に選択制<女子>43名(技能試験26名、適性試験17名)											震災後、十分な時間が経過していると判断したため。	自転車競技法(昭和23年法律第209号)
110	経済産業省	競輪審判員	(財)JKA	平成23年9月8日～9日(受験申込受付期間：平成23年7月6日～8月26日)	日本競輪学校(静岡県伊豆市)	2名											震災後、十分な時間が経過していると判断したため。	自転車競技法(昭和23年法律第209号)
111	経済産業省	小型自動車競走選手	(財)JKA	平成23年度は試験の実施なし	平成23年度は試験の実施なし	<男子>965名(一般試験944名、特例試験21名)<女子>22名(一般試験22名)											資格試験を実施していないため。	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)
112	経済産業省	小型自動車競走審判員	(財)JKA	平成23年6月30日	東日本小型自動車競走会伊勢崎支部	<男子>7名<女子>3名											受験申込者から特段の要望が無かったことから、震災後、十分な時間が経過していると判断したため。	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)
113	経済産業省 環境省	公害防止主任管理者	(社)産業環境管理協会	平成23年10月2日	9か所(札幌市、仙台市、東京都(含神奈川県)、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	143人											震災から十分な時間を経過していると判断したため。なお、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境省担当課に対して、受験者からの特例措置の要望はなかった。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)
114	経済産業省 環境省	公害防止管理者	(社)産業環境管理協会	平成23年10月2日	9か所(札幌市、仙台市、東京都(含神奈川県)、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	29,313人	○	無									震災から十分な時間を経過していると判断したため。なお、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境省担当課に対して、受験者からの特例措置の要望はなかった。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)
115	経済産業省	高圧ガス販売主任者	高圧ガス保安協会	【知事試験】平成23年11月13日	【知事試験】47都道府県	11,237人											知事試験については、都道府県知事による判断。	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
116	経済産業省	中小企業診断士	(社)中小企業診断協会	1次試験 平成23年8月6日、7日 2次試験 ・筆記試験：平成23年10月23日 ・口述試験：平成23年12月18日	1次試験 13か所(札幌市、仙台市、東京都(6か所)、名古屋市、大阪府(2か所)、広島、福岡)	15,922人(1次試験)	○	無									試験実施日が震災発生日から一定期間経過後であることから、影響が少ないと判断したため。(平成23年度の申込者数は前年とほぼ同数となっている。)	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)
117	経済産業省	核燃料取扱主任者	経済産業省	第44回筆記試験 平成24年3月15日～16日	1か所(東京)	103人							有	②試験日の変更、追加試験の実施	平成23年3月17日から18日に実施を予定していた試験を中止(延期)し、平成23年6月9日から10日に実施、	受験生に対して電話で中止の連絡を行い、再実施にあたっては印に掲載と共に案内はがきの送付を行った。		核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和40年総務府令第37号)
118	国土交通省	溶接工	地方運輸局等	申請毎に実施	申請された場所において実施	376人											特段の要望は出ておらず、現状の運用で対応できていると判断されるため。	船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等	
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)
												類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長に特例措置の導入を決定したものを		
119	国土交通省	水先人	国土交通省	筆記試験：平成23年5月、平成23年9月、平成24年1月 口述試験：平成23年6月、平成23年9月、平成24年2月	5箇所（横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市）	34人					無	—	—	—	被災地において試験を行っておらず、かつ、被災した受験予定者が無かったため。	水先法（昭和24年法律第121号）	
120	国土交通省	船舶料理士	(財)日本船員福利雇用促進センター 第1回：平成23年8月23日～25日 第2回：平成23年11月22日～24日 第3回：平成24年2月21日～23日 ○船員災害防止協会 平成23年10月22日	○(財)日本船員福利雇用促進センター 1箇所（マニラ） ○船員災害防止協会 1箇所（東京都）	107人						無	—	—	—	特段の要望は出ておらず、現状の運用で対応できていると思料されるため。	船員法（昭和22年法律第100号）	
121	国土交通省	救命艇手	国土交通省	実施なし	実施なし	7人					—	—	—	—	関係団体又は船社の要望により実施するため、特例措置は講じていない。	船員法（昭和22年法律第100号）	
122	国土交通省	衛生管理者	国土交通省本省、地方運輸局	平成23年12月8日	1箇所（横浜市）	1人					無	—	—	—	試験実施日が震災発生日から9ヶ月近く経過していることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため。	船員法（昭和22年法律第100号）	
123	国土交通省	海技士（航海）	国土交通省	定期試験：平成23年4月～、平成23年7月～、平成23年10月～、平成24年2月～ 臨時試験：随時	地方運輸局等	5,618人					有	②試験日の変更、追加試験の実施 ⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長 ⑨その他	・試験地変更 ・試験日変更 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・筆記試験及び身体検査合格者に対する試験の省路期間の延長 ・筆記試験の一部試験科目について基準点に達した者に対する筆記試験の一部免除の期間の延長 ・受験手続きにおける本人確認の弾力化 ・受験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・被災者の要望に添った臨時試験の実施	①平成23年3月24日付け国土交通省HPにて公表 ②平成23年3月24日付け東北運輸局HPにて公表	—	—	船船職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
124	国土交通省	海技士（機関）	国土交通省	定期試験：平成23年4月～、平成23年7月～、平成23年10月～、平成24年2月～ 臨時試験：随時	地方運輸局等	4,046人					有	②試験日の変更、追加試験の実施 ⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長 ⑨その他	・試験地変更 ・試験日変更 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・筆記試験及び身体検査合格者に対する試験の省路期間の延長 ・筆記試験の一部試験科目について基準点に達した者に対する筆記試験の一部免除の期間の延長 ・受験手続きにおける本人確認の弾力化 ・受験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・被災者の要望に添った臨時試験の実施	①平成23年3月24日付け国土交通省HPにて公表 ②平成23年3月24日付け東北運輸局HPにて公表	—	—	船船職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
125	国土交通省	海技士（通信）	国土交通省	定期試験：平成23年4月～、平成23年7月～、平成23年10月～、平成24年2月～ 臨時試験：随時	地方運輸局等	15人					有	②試験日の変更、追加試験の実施 ⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長 ⑨その他	・試験地変更 ・試験日変更 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・筆記試験及び身体検査合格者に対する試験の省路期間の延長 ・筆記試験の一部試験科目について基準点に達した者に対する筆記試験の一部免除の期間の延長 ・受験手続きにおける本人確認の弾力化 ・受験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・被災者の要望に添った臨時試験の実施	①平成23年3月24日付け国土交通省HPにて公表 ②平成23年3月24日付け東北運輸局HPにて公表	—	—	船船職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
126	国土交通省	海技士（電子通信）	国土交通省	定期試験：平成23年4月～、平成23年7月～、平成23年10月～、平成24年2月～ 臨時試験：随時	地方運輸局等	647人					有	②試験日の変更、追加試験の実施 ⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長 ⑨その他	・試験地変更 ・試験日変更 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・筆記試験及び身体検査合格者に対する試験の省路期間の延長 ・筆記試験の一部試験科目について基準点に達した者に対する筆記試験の一部免除の期間の延長 ・受験手続きにおける本人確認の弾力化 ・受験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・被災者の要望に添った臨時試験の実施	①平成23年3月24日付け国土交通省HPにて公表 ②平成23年3月24日付け東北運輸局HPにて公表	—	—	船船職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
127	国土交通省	小型船舶操縦士	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	通年	全国各所	29,448人					有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・学科又は実技試験に合格した者に対する試験の省路期間の延長 ・教習所の課程を修了した者に対する操縦試験の一部免除の期間の延長	指定試験機関の各窓口において周知	—	—	船船職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
128	国土交通省	航空従事者	国土交通省	学科試験実施時期 年6回 ・5月期 ・7月期 ・9月期 ・11月期 ・1月期 ・3月期	学科試験の試験地 日本国内各ヶ所 ・千歳 ・仙台 ・東京 ・名古屋 ・大阪 ・福岡 ・宮崎 ・那覇	5,619人（学科）					有	④次回以降への振替、再受験 ⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、	震災に伴い、3月期の学科試験において、被災のため学科試験を中止した仙台会場での受験申請者及び仙台会場以外での受験申請者で、居住地の被災により学科試験会場までの移動が出来ない申請者のうち、試験科目の一部免除の有効期限を満了する者に対して、次回の試験までの延期や他の受験会場への変更を認める等の柔軟な対応を行った。	対象者に対し、直接電話にて連絡をすることにより周知を行った。	—	—	航空法（昭和27年法律第231号）
129	国土交通省	動力車操縦者	地方運輸局	筆記試験 平成23年9月8日 平成24年3月8日 技能試験 平成23年10月～12月 平成24年4月～6月（予定）	筆記試験 9か所（北海道、宮城県、新潟県、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県） 技能試験 各鉄軌道事業者	198人					無	—	—	—	試験は毎年度2回（筆記試験は3月及び9月）実施しており、定期的に受験が可能であるため。	動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号）	
130	国土交通省	海事代理士	国土交通省	平成23年9月30日	11箇所（札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市、那覇市）	344人					無	—	—	—	試験実施日が震災発生日から半年以上経過していること、被災地県（宮城）を含めて全国11箇所の試験地の確保が可能であることから例年通りの実施に支障がないと判断したため。	海事代理士法（昭和26年法律第32号）	
131	国土交通省	旅行業務取扱管理者	総合旅行業務取扱管理者	一般社団法人日本旅行業協会	平成23年10月9日	13,351人	○	無	—	—	無	—	—	—	試験は平成23年10月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため。	旅行業法（昭和27年法律第239号）	
			国内旅行業務取扱管理者	(社)全国旅行業協会	平成23年9月11日	16,287人	○	無	—	—	無	—	無	—	—	試験は平成23年9月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため。	

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の試験の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等		
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定		特例措置を実施している場合				特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)	
											類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況			行政評価局長 通知後 に特例措置の導入を決定したものの
132	国土交通省	通訳案内士	(独)国際観光振興機構	筆記試験 平成23年8月28日 口述試験 英語:平成23年12月4日 英語以外:平成23年12月11日 (受験申込期間:平成23年5月16日～6月20日)	筆記試験 ・日本国内(札幌市、仙台市、東京都、名古屋、京都府、広島市、福岡市、那覇市) ・日本国外(ソウル市、北京、香港特別行政区、台北市) 口述試験 ・英語:東京都、京都府、福岡市 ・英語以外:東京都	5,485人	○ 無	—	—	—	無(試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を予定していない)	無	—	—	—	—	試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を実施しなかった。 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)	
133	国土交通省	地域限定通訳案内士	北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県	○北海道 筆記試験 平成23年8月27日、28日 口述試験 平成23年12月18日 (受験申込期間:平成23年6月1日～6月30日) ○岩手県 筆記試験 平成23年8月28日、10月2日 口述試験 平成23年12月18日 (受験申込期間:平成23年5月30日～6月24日) ○栃木県 筆記試験 平成23年8月28日、10月2日 口述試験 平成23年12月18日 (受験申込期間:平成23年5月23日～6月24日) ○静岡県 筆記試験 平成23年9月4日 口述試験 平成23年12月18日 (受験申込期間:平成23年5月25日～6月24日) ○長崎県 筆記試験 平成23年8月28日、9月25日 口述試験 平成23年12月18日 (受験申込期間:平成23年5月13日～6月17日) ○沖縄県 筆記試験 平成23年8月27日、28日 口述試験 平成23年11月26日 (受験申込期間:平成23年5月16日～6月30日)	北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県	○北海道61人 ○岩手県29人 ○栃木県19人 ○静岡県19人 ○長崎県52人 ○沖縄県123人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を実施しなかった。 外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)	
134	国土交通省	自動車整備士	国土交通省	自動車整備士技能検定試験 種目:二級自動車シヤン整備士 学科試験:平成23年8月3日 実地試験:平成23年9月11日 (受付期間:平成23年5月9日～13日) ※全部免除申請:随時受付	二級自動車シヤン整備士 ・学科試験:各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県 ・実技試験:関東及び中部運輸局が指定する都県	全部免除申請者(二級自動車シヤン整備士を含む技能士)の学科試験受験者数33,253人	○ 有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・特定被災地域内の住所を有する者について、自動車整備士技能検定の試験免除の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までのものは、平成23年8月31日まで延長 ※特定被災地域:岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域	①平成23年3月23日付け東北運輸局HPにて公表 ②平成23年3月23日付け国土交通省告示第298号をHPに掲載	—	—	—	—	—	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)		
134	国土交通省	自動車整備士	(社)日本自動車整備振興会連合会	【参考】 自動車整備士技能登録試験 第1回登録試験 学科試験:平成23年10月2日 実技試験:平成24年1月15日 (受付期間:平成23年8月1日～5日) 第2回登録試験 ・学科(筆記)試験:平成24年3月25日 ・口述試験(一般小型のみ):平成24年5月13日 ・実技試験:平成24年8月26日 (受付期間:平成24年1月23日～27日)	学科(筆記)試験:各自動車整備振興会所在地の都道府県等 口述試験(一般小型のみ):札幌、宮城、新潟、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡 実技試験:札幌、宮城、新潟、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡、沖縄	45,534人(22年度第1回と第2回の学科試験受験者(口述試験を除く))	○ 有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ⑤試験地追加、他試験地への変更可	・平成23年3月20日実施の平成22年度第2回自動車整備士技能登録試験学科試験について、宮城及び福島における試験の実施を中止し、茨城の水戸会場は、試験会場を変更。震災の影響により当初予定していた受験会場と異なる場所で開催することを希望することも、震災の影響で試験を欠席した者に対して追加試験を23年6月19日に実施。追加試験を受験しない者(棄権者)に対し受験料を返還。	①平成23年3月15日付け(社)日本自動車整備振興会連合会HPにて公表 ②平成23年4月5日付け(社)日本自動車整備振興会連合会HPにて公表	—	—	—	—	—	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)		
135	国土交通省	運行管理者(旅客自動車)	(財)運行管理者試験センター	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年5月27日～6月17日) 第2回:平成24年3月4日 (申請期間:平成23年11月25日～12月16日)	全都道府県	6,046人(22年度第2回試験)	○ 無	—	—	—	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的な受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	無	—	—	—	—	運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的な受験可能なため。なお、次回試験は平成24年8月26日に実施予定。 道路運送法(昭和26年法律第183号)	
136	国土交通省	運行管理者(貨物自動車)	(財)運行管理者試験センター	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年5月27日～6月17日) 第2回:平成24年3月4日 (申請期間:平成23年11月25日～12月16日)	全都道府県	24,295人(22年度第2回試験)	○ 無	—	—	—	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的な受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	無	—	—	—	—	運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的な受験可能なため。なお、次回試験は平成24年8月26日に実施予定。 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	
137	国土交通省	気象予報士	(財)気象業務支援センター	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年6月20日～7月8日) 第2回:平成24年1月29日 (申請期間:平成23年11月14日～12月2日)	6か所(北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県、沖縄県)	第1回 4,787人 第2回 4,390人	○ 無	—	(備考:平成22年度第2回気象予報士試験結果の可否通知を再発行)	(財)気象業務支援センターHPに掲載	無(震災後初の試験が平成23年8月末であり、申請手続や試験会場確保など、運営上で特段の問題は発生しておらず、通常どおりの実施が可能のため。また、受験者からの要望も特にないため。)	無	—	—	—	—	申請手続や試験会場確保など、運営上で特段の問題は発生しておらず、通常どおりの実施が可能のため。また、受験者からの要望も特にないため。 気象業務法(昭和27年法律第165号)	
138	国土交通省	不動産鑑定士	国土交通省土地鑑定委員会	短答式試験 平成23年5月15日 論文式試験 平成23年7月30日～8月1日	短答式試験【全国10か所】 北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県、那覇市 論文式試験【全国3か所】 東京都、大阪府、福岡県	短答式試験 2,600人 論文式試験 1,130人	○ 有	⑤他試験地への変更可 ⑥申込期間の延長	—	—	⑤他試験地への変更可 ⑥申込期間の延長	⑤他試験地への変更可:宮城県仙台会場での受験を希望していた受験者で、試験地の変更を希望する者の変更を認めた。 ⑥申込期間の延長:平成23年3月1日から同11日までとしていた申込受付期間を同17日まで延長	—	—	—	—	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)	
139	国土交通省	土木施工管理技士	(財)全国建設研修センター	平成23年7月3日(学科)、10月2日(実地)	13か所(札幌、釧路、青森、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、岡山、広島、高松、福岡、那覇)	39,733人(学科)	○ 有	⑥申込期間の延長	平成23年4月1日から同15日までとしていた申込受付期間を5月6日まで延長	(財)全国建設研修センターHPに掲載(H23.4.1)	—	—	—	—	—	建設業法(昭和24年法律第100号)		
139	国土交通省	土木施工管理技士	(財)全国建設研修センター	平成23年10月23日	19か所(札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、香川、高知、福岡、鹿児島、那覇)	28,992人(学科)	○ 有	⑥申込期間の延長	平成23年4月14日から同28日までとしていた申込受付期間を5月13日まで延長	(財)全国建設研修センターHPに掲載(H23.4.1)	—	—	—	—	—	建設業法(昭和24年法律第100号)		
140	国土交通省	建設機械施工技士	(社)日本建設機械化協会	平成23年6月19日(学科) 平成23年6月19日および8月～9月(実地)	学科:10か所(北広島市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、東大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	2,616人(学科)	○ 有	⑥申込期間の延長	平成23年3月11日から同4月8日までとしていた申込受付期間を4月28日まで延長	(社)日本建設機械化協会HPにて公表	有	⑥申込期間の延長	平成23年3月11日から4月8日までとしていた申込受付期間を4月28日まで延長	(社)日本建設機械化協会HPにて公表	—	—	建設業法(昭和24年法律第100号)	
141	国土交通省	管工事施工管理技士	(財)全国建設研修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)	18,491人(学科)	○ 無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	受験地の変更可	平成23年6月18日付け(財)全国建設研修センターHPにて公表	○ 有	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
141	国土交通省	管工事施工管理技士	(財)全国建設研修センター	平成23年11月20日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)	11,862人(学科)	○ 無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	受験地の変更可	平成23年11月8日付け(財)全国建設研修センターHPにて公表	○ 有	—	建設業法(昭和24年法律第100号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の実施把握対象	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等			
								特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合					特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)		
												類型	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長等に特例措置の導入を決定したものの			特例措置を実施しない理由	
142	国土交通省	造園施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)	5,143人(学科)	○	無	—	—	無(必要に応じて検討)	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	受験地の変更可	平成23年6月18日付け(財)全国建設研修センターHPにて公表	○	—	建設業法(昭和24年法律第100号)	
		造園施工管理技士(2級)	(財)全国建設研修センター	平成23年11月20日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)	4,390人(学科)	○	無	—	—	—	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	受験地の変更可	平成23年11月8日付け(財)全国建設研修センターHPにて公表	○	—	建設業法(昭和24年法律第100号)	
143	国土交通省	建築施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)	25,640人(学科)	○	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験は予定どおり行が、受験地の変更可	平成23年4月20日付け(財)建設業振興基金HPにて公表	—	—	—	—	—	—	建設業法(昭和24年法律第100号)	
		建築施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)	22,980人(学科)	○	無	—	—	無(必要に応じて検討)	無	—	—	—	—	—	建設業法(昭和24年法律第100号)	
144	国土交通省	電気工事施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)	19,448人(学科)	○	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験は予定どおり行が、受験地の変更可	平成23年4月20日付け(財)建設業振興基金HPにて公表	—	—	—	—	—	—	建設業法(昭和24年法律第100号)	
		電気工事施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)	6,870人(学科)	○	無	—	—	無(必要に応じて検討)	無	—	—	—	—	—	建設業法(昭和24年法律第100号)	
145	国土交通省	解体工事施工技士	(社)全国解体工事業者団体連合会	平成23年12月4日	9か所(北海道、宮城、東京、静岡、愛知、大阪、広島、徳島、福岡)	1,401人	○	無	—	—	—	無	—	—	—	—	試験は11月に実施されることから、震災の影響について一定程度終息が見込まれたため実施しなかった。 なお、他試験地への変更は従前より変更可としているところ。	解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)	
146	国土交通省	浄化槽設備士	(財)日本環境整備教育センター	平成23年7月10日	5か所(宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県)	1,147人	○	無	—	—	—	無	—	—	—	—	—	試験は11月に実施されることから、震災の影響について一定程度終息が見込まれたため実施しなかった。 なお、他試験地への変更は従前より変更可としているところ。	浄化槽法(昭和59年法律第43号)
147	国土交通省	宅地建物取引主任者	(財)不動産適正取引推進機構	平成23年10月16日	226か所(各都道府県1か所以上)	186,542人	○	無	—	—	無(宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生から半年以上が経過した10月に開催され、試験会場も全国226か所設けられていることから、特例措置は実施しない)	無	—	—	—	—	—	宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生から半年以上が経過した10月に開催され、試験会場も全国226か所設けられていることから、特例措置は実施しない。	宅地建物取引法(昭和27年法律第176号)
148	国土交通省	測量士	国土地理院	平成23年5月22日	14か所(北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)	2,256人	○	無	—	—	—	無	—	—	—	—	—	他試験地への変更は従前から認めていたが、震災に伴い変更の申出があった場合には、受付期間経過後であっても個別に対応した。	測量法(昭和24年法律第188号)
		測量士補	国土地理院	平成23年5月22日	14か所(北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)	10,387人	○	無	—	—	無(平成23年度の試験は終了したため)	無	—	—	—	—	—	—	他試験地への変更は従前から認めていたが、震災に伴い変更の申出があった場合には、受付期間経過後であっても個別に対応した。
149	国土交通省	管理業務主任者	(社)高層住宅管理業協会	平成23年12月4日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県)	20,620人	○	無	—	—	無(管理業務主任者試験は12月に開催され、受験地については受験者が自由に選択できるため)	無	—	—	—	—	—	管理業務主任者試験は12月に開催され、受験地については受験者が自由に選択できるため	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)
150	国土交通省	管理主任技術者(ダム)	(財)ダム水源環境整備センター	平成23年7月27日	東京	74人	○	有	⑥申込期間の延長	—	—	有	⑥申込期間の延長	受験申請書の受付期間を例年より約半月延長	ホームページによる周知	—	—	—	河川法(昭和39年法律第167号)
151	国土交通省	一級建築士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】 平成23年7月24日 【設計製図試験】 平成23年10月9日	58か所(各都道府県1以上北海道2、埼玉2、千葉2、東京7、神奈川2、大阪2)	38,476人	○	有	⑨その他	震災の影響により、インターネットによる受験申込や受付場所における受験申込が困難な者は、原則として平成23年5月13日午後4時までに、電話によりセンター本部・支部、又は最寄りの都道府県建築士会に申し出て受験申込方法等に係る説明を受けることを受験要領等により案内	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載(平成23年4月6日付け、4月25日付け)	—	—	—	—	—	—	—	—
		二級建築士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】 平成23年7月3日 【設計製図試験】 平成23年9月11日	58か所(各都道府県1以上北海道7、埼玉2、東京3、京都2、鹿児島2)	26,371人	○	有	⑥申込期間の延長 ⑨その他	・受験申込書の郵送による配布期間の延長 ・受付場所における受験申込受付期間の追加 ・受付場所の窓口で受験申し込みが困難な場合に、郵送による受験申込書の受付の実施 ・受験資格に係る学校が震災の影響により、証明書類の発行が困難な場合は、受験申込書の裏面の受験票貼付欄の余白に、「学校名とその電話番号」、「提出できる時期」を明記し、受験申込可(建築技術教育普及センターの指定する日までに、証明書類を提出)	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載	—	—	—	—	—	—	—	建築士法(昭和25年法律第202号)
		木造建築士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】 平成23年7月24日 【設計製図試験】 平成23年10月9日	48か所(各都道府県1以上北海道2)	938人	○	有	⑥申込期間の延長 ⑨その他	・受験申込書の郵送による配布期間の延長 ・受付場所における受験申込受付期間の追加 ・受付場所の窓口で受験申し込みが困難な場合に、郵送による受験申込書の受付の実施 ・受験資格に係る学校が震災の影響により、証明書類の発行が困難な場合は、受験申込書の裏面の受験票貼付欄の余白に、「学校名とその電話番号」、「提出できる時期」を明記し、受験申込可(建築技術教育普及センターの指定する日までに、証明書類を提出)	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載	有	⑥申込期間の延長 ⑨その他	—	—	—	—	—	—
152	国土交通省	建築設備士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】 平成23年6月19日 【設計製図試験】 平成23年8月21日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県)	2,729人	○	有	⑥申込期間の延長	—	—	有	⑥申込期間の延長	・受験申込受付期間の延長(例年よりも2週間延長)	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載	—	—	—	建築士法(昭和25年法律第202号)
153	国土交通省	土地区画整理士	(財)全国建設研修センター	平成23年9月4日	東京、名古屋、大阪、福岡	298人	○	無	—	—	—	無	—	—	—	—	—	試験実施は9月4日であり震災後一定期間が経過していること、また、被災地等での実施をしないことから、影響は少ないと見込まれたため。 なお、特定地の変更は試験の一週間前まで受付けている。	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	前回の試験実施の有無	前回の実施把握の結果			今回の把握結果					根拠法令等		
								特例措置の有無	特例措置の公表・周知状況	特例措置の内容	特例措置の実施予定	特例措置を実施している場合			特例措置を実施していない場合 (前回の実施把握において特例措置を実施していた場合を除く)			
												特例措置の有無	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	行政評価局長通知後に特例措置の導入を決定した有無		特例措置を実施しない理由	
154	国土交通省	マンション管理士	(財)マンション管理センター	平成23年11月27日 (受験申込期間：平成23年9月1日～9月30日)	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市並びにこれら周辺地域	17,704人	○	無	—	—	有	⑤試験地追加、他試験地への変更	被災者の住所の変更等による試験申込受付後の試験地の変更を認める。	平成23年11月1日付け(財)マンション管理センターHPにて公表	○	—	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)	
155	環境省	狩猟免許	都道府県	各都道府県知事が公示する試験日 参考 平成23年7月17日 平成23年9月4日 宮城県 平成23年9月9日 平成23年9月10日 平成23年8月29日 平成23年10月9日 平成24年2月19日	各都道府県知事が公示する試験地 参考 岩手県 一関市、矢巾町 宮城県 仙台市、登米市、大河原町 福島県 郡山市	10,416人 (現時点において、平成22年度の合格者数は把握できていないため、受験者数の計上は例年実施していない。)	○	無	—	—	有	⑨その他	狩猟免許更新試験において、期間内に受験できなかった者に対し鳥獣保護法第49条第2項を適用して一部試験の免除を実施。 (鳥獣保護法を適用して当該措置を実施するか否かは、各都道府県の判断による。環境省が承知している中では、少なくとも岩手県・宮城県、福島県は当該措置を実施。)	都道府県のHPで周知	—	—	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	
156	環境省	臭気測定業務従事者(臭気判定士)	(公社)におい・かおり環境協会	平成23年11月12日	東京、名古屋、大阪	577人	○	無	—	—	無	—	—	—	—	—	震災後十分に時間を経過していると判断したため。なお、環境省担当課、試験検査事務指定機関である(公社)におい・かおり環境協会等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はなかった。	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
157	環境省	浄化槽管理士	(財)日本環境整備教育センター	平成23年10月23日	宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県	1,115人	○	無	—	—	無	—	—	—	—	—	予定通り試験を実施済み。震災後十分に時間を経過していると判断したため。なお、申請受け付け開始日は平成23年7月1日であり、被災が原因となる受験料の返還対象は発生していない。また、(財)日本環境整備教育センター等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はなかった。	浄化槽法(昭和58年法律第43号)
158	環境省	技術管理者(土壌汚染調査技術管理者)	環境省	平成23年12月11日	仙台、東京(2か所)、名古屋、大阪、福岡	5,554人	○	無	—	—	無	—	—	—	—	—	震災から十分な時間を経過していると判断したため。なお、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はなかった。	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)

(注)

- 本表は、国の資格制度のうち、その資格取得方法が試験によるものについて、関係省庁の報告に基づき当省が取りまとめ作成したものである。
- 「東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実施把握の結果について」(平成23年8月15日総評総第175号。以下「行政評価局長通知」という。)において、実施把握の対象とした資格制度については、「前回の実施把握対象」欄に「○」を付し、「前回の実施把握の結果」欄に資格試験に係る特例措置の実施状況を記載している。
- 「再開会の結果」欄について
 - 前回の実施把握の対象とした資格制度について
 - 前回の実施把握において、資格試験に係る特例措置を実施していたものについては、新たに特例措置を実施している場合、その特例措置の状況を記載している。
 - 前回の実施把握において、資格試験に係る特例措置を実施していなかったものについては、行政評価局長通知発出(平成23年8月15日)以降24年3月31日までの特例措置の実施状況について記載している。
 - 前回の実施把握において、対象とならなかった資格制度について

平成23年3月11日から24年3月31日までの間の特例措置の実施状況について記載している。
- 試験や受験申込期間等の終了等により、ホームページから特例措置の情報が現在掲載されていない資格試験もあるが、「特例措置の公表・周知状況」欄については、本資料取りまとめまでの間に公表されていたものを記載している。